

労働者の育児休業の円滑な取得、職場復帰を促進するために

育休復帰支援プランコースをご活用ください！

※育休復帰支援プランコースは、両立支援等助成金の中小企業両立支援助成金のコースの1つです

【育休復帰支援プランコースとは】

- ◆ 中小企業事業主が、育休復帰プランナーの支援を受け、育休復帰支援プランを作成した上で、プランに基づく取組を実施し、労働者が育児休業を取得した場合、職場復帰した場合に、それぞれ助成金を支給します。

① **育児休業を取得した場合** 育休復帰支援プランコース（育休取得時）30万円

【支給申請期間】 育児休業（産後休業含む）開始日から3か月を経過する日の翌日から2か月以内

② **職場復帰をした場合** 育休復帰支援プランコース（職場復帰時）30万円

【支給申請期間】 育児休業終了日の翌日から6か月を経過する日の翌日から2か月以内

※①、②ともに、1事業主1回限りの支給となります。

※②は、①を受給した事業主が、同一の労働者を職場復帰させた場合に支給されます。

育休復帰支援プラン

育休復帰支援プランとは、**育休復帰プランナーの支援を受け**、労働者の円滑な育児休業の取得、職場復帰を支援するため、事業主が作成するプランです



育休復帰プランナー

育休復帰プランナーとは、**厚生労働省が委託する事業者の委嘱を受け**、事業主が育休復帰支援プランを作成する際に、相談対応やアドバイスをする者です

お問い合わせ先

① 育休復帰プランナーに育休復帰支援プランの作成支援を依頼する方法は、以下のURLをご覧ください。ご不明な点は（株）パソナ「育休復帰支援プロジェクト運営事務局」

（TEL03-6734-1304）までお問い合わせください。

なお、育休復帰支援プランの策定マニュアルについては、厚生労働省HPに掲載しておりますので、こちらもご活用ください。

【プランナー依頼先】 <http://iku-pla.pasona.co.jp/> ※ページ右上の「お問合せ・お申込み」をクリックしてください

【策定マニュアル】 厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 職場における子育て支援 > 事業主の方へ > 育休復帰支援プラン策定のご案内

② 育休復帰支援プランコースの支給要件は、裏面や厚生労働省HPに掲載しておりますが、ご不明な点、詳細は最寄りの都道府県労働局雇用均等室までお問い合わせください。

【支給要件】 厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 職場における子育て支援 > 事業主の方へ > 事業主の方への給付金のご案内

【お問合せ先】 厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用均等 > 事業主の方へ > 雇用均等室の所在地



育休復帰支援プランコース（育休取得時）の支給要件

雇用保険の適用事業主である中小企業事業主が次の取組を行うこと。

◆育児休業取得予定者の育児休業（産後休業）の開始日までに、「育休復帰支援プランにより、労働者の円滑な育児休業の取得、職場復帰を支援する措置を実施すること」を育児休業マニュアル等に規定し、全労働者へ周知すること。

◆育児休業取得予定者とその上司または人事労務担当者が面談を実施した上で面談結果を記録し、育休復帰プランナーの支援を受け、育休復帰支援プランを作成すること。

【プランに必ず盛り込む内容】

・円滑な育児休業取得のための措置

育児休業取得予定者の業務の整理、引き継ぎに関する措置

・職場復帰支援のための措置

育児休業取得予定者の育児休業中の職場の情報・資料の提供に関する措置

◆育休復帰プランナーによる育休復帰支援プランの作成支援を受けた後、作成したプランに基づき、育児休業取得予定者の育児休業（産後休業）の開始日までに業務の引き継ぎを実施させること。

◆育児休業取得予定者が、休業開始日まで雇用保険被保険者として雇用されており、3か月以上の育児休業（産後休業を含む）を取得させたこと。

育休復帰支援プランコース（職場復帰時）の支給要件

育休復帰支援プランコース（育休取得時）を受給した中小企業事業主が、同じ労働者に対して次の取組を行うこと。

◆育児休業取得者が職場復帰するまでに、育休復帰支援プランに基づき育児休業中の職場の情報・資料の提供を実施すること。

◆育児休業取得者の職場復帰前と職場復帰後に、育児休業取得者とその上司または人事労務担当者が面談を実施し、面談結果を記録すること。

◆育児休業取得者を面談結果により、原則として原職または原職相当職に復帰させること。

◆育児休業取得者を、育児休業終了後、引き続き雇用保険被保険者として6か月以上雇用しており、支給申請日まで雇用していること。

<助成金の支給申請の流れ>

